【 アメリカにおける障害者の権利保障の実情は? 】

アメリカでは、障害者の裁判上の権利保障の二つの流れがありました。一つ は、1978年に改正されたリハビリテーション法第504条では「米国にお ける適格障害者は何人たりとも、障害をもつという理由のみによって、連邦政 府から補助金を受けるいかなる事業、又は各実施当局及び郵便サービスの実施 するいかなる事業においても、参加を阻まれたり、受けるべき利益を損なわれ たり、受けるべき利益を損なわれたり、差別を受けたりすることがあってはな らない」と定めています。この規定の解説は、「連邦政府の経済的援助を受け ている裁判所は民事訴訟のために通訳者を置くよう、特に命令している。第 504条により、州や地方自治体が予算 割当財務局等の連邦政府機関から連 邦政府の経済的援助を受けている場合には、行政指導ができる」としています。 このような障害者差別禁止の流れと並行してアメリカでは、法廷において英語 を話すことのできない者に対する訴訟を受ける権利保障のための法制定も進め られてきました。1979年、法廷通訳法(「二国語併用者、聴覚障害者、言 語障害者のための法廷通訳者法)が制定されました。この法律は、連邦政府が 起こした全ての刑事訴訟、民事訴訟において、法廷は有資格者通訳者を任命し なければならないと定めていました。ここでは、聴覚障害者や言語障害者も対 象とされましたが、この法律では、障害者が自ら民事訴訟を提起したり、逮捕 時の通訳まで保障されていませんでした。

このような障害者に対する差別禁止の種々の法改正や新規立法にもかかわらず、障害者に対する差別が深刻化し、広がっているという状況の下で、障害者差別撤廃の運動を背景に、1990年「障害をもつアメリカ国民法」(Americans with Disabilities Act略称ADA法)が制定されました。ADA法では、 障害を持つ者への差別の除去に対する明確で包括的な国としての命令を出すこと、

障害を持つ者に対する差別に焦点を当てた明確で強力な、継続的な、施行可能な基準を提供すること 障害を持つ者のために、この法律で設定されている基準の施行に際し、連邦政府が中心的役割を果たすことを保障すること、 障害を持つ者によって日々直面されている差別の主要な領域に焦点を当てるために合衆国憲法修正14条(法による平等保護)を施行し、取引を規制するための権限を含め、議会の権限を用いることの4つの目的としています。そのために、障害者の雇用、公共事業、公営・私営輸送、公共設備、電気通信における差別を禁止しています。このADA法505条には、この法律に従って開始される訴訟等における弁護士費用の支給も定めており、訴訟的救済も想定した差別禁止の内容となっています。